

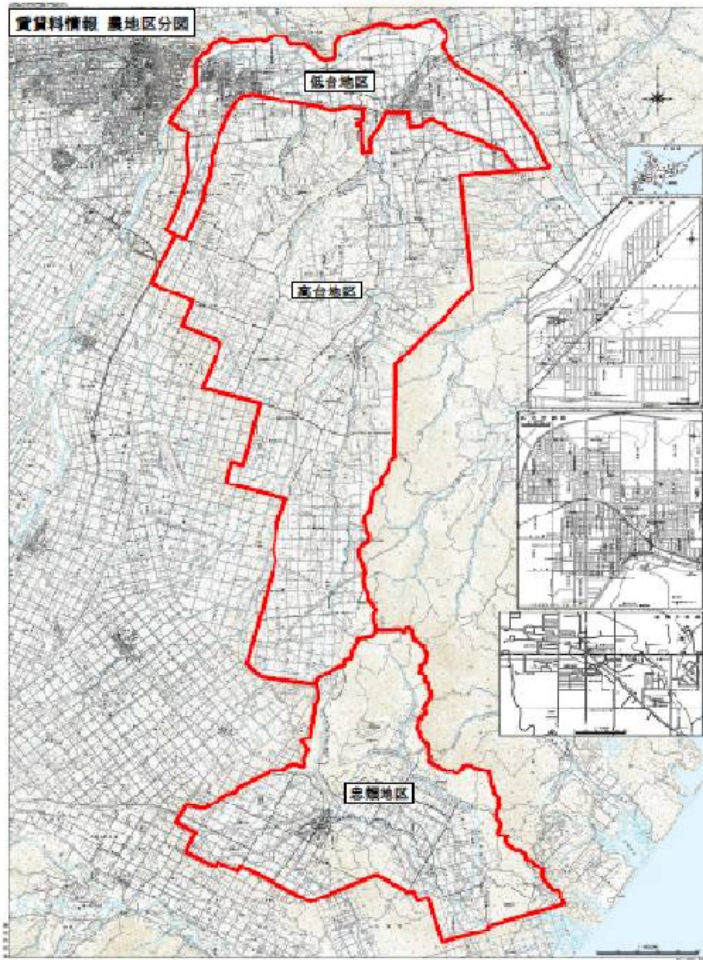
平成31年1月～  
令和元年12月分  
**農地の賃借料情報について**

農業委員会では、農地法の規定により農地の賃貸借契約を締結する場合の目安となるよう、地域の賃借料情報を提供しています。

平成31年1月から令和元年12月までに締結された賃貸借契約による賃借料水準（10アール当り）は、次のとおりですので、賃貸借

契約を締結する際の参考にしてください。

なお、平均額の2倍以上の賃借料で締結しようとする、周辺の賃借料を引き上げる恐れがあることから、農業委員会は指導を行うことになっていきますので、ご注意ください。



1 普通畑

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	10,400(↑)	14,000	3,900	221
幕別地区(高台)	7,200(↓)	11,000	3,000	195
忠類地区	3,600(↓)	5,000	2,100	57

2 牧草畑

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
幕別地区(低台)	5,100(→)	7,700	4,000	なし
幕別地区(高台)	4,500(→)	6,800	3,000	なし
忠類地区	2,500(↓)	4,000	1,500	42

※幕別地区(低台)は、事例がないため平成23年の賃借料としています(平成28年は1件のみで個人の特定につながる恐れがあり、平成28年を除く平成24年～30年は案件なし)。

※幕別地区(高台)は、極端に低い事例が多いため平成30年の賃借料としています。

○幕別地区(低台)：新川の一部、明野の一部、軍岡の一部、相川、猿別の一部、千住の一部、依田の一部、途別の一部、幕別・札内市街地

○幕別地区(高台)：上記地区と忠類地区を除いた地区